

第23日

平成25年9月25日（水）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第85号議案ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇）

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第85号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第85号議案朝倉市男女共同参画のまちづくり条例及び朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用する法律の題名の変更等の整理を行うものであります。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第87号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に発生した交通事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、和解契約を締結すること及び求償権を放棄することについて、地方自治法第96条1項の規定により議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成25年5月26日、午前10時45分ごろ、久喜宮コミュニティ駐車場内にて、加害者が消防ポンプ自動車を後進で運転中、被害者が乗車する駐車中の小型自動車に接触し、損害を与えたものであります。

なお、和解契約につきましては、市が相手方に損害賠償金として124万6,879円を支払う内容となつてるところであり、全額保険で処理されるものであります。

本委員会といたしましては、防犯のための巡回中に起こした事故に対しての措置であり、やむを得ないとしながらも、消防ポンプ自動車の運転において後方確認は特に注意して行うべきものであり、今後、運転の際の注意点を周知、徹底し、さらなる事故防止の対策に努めるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第85号議案朝倉市男女共同参画のまちづくり条例及び朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第70号議案ほか7件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） おはようございます。ただいま議題となりました第70号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第70号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計は、地域改善対策の一環として、歴史的、社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備、改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業、また、旧朝倉町において水洗便所改造資金貸与事業が実施さ

れていたもので、現在は償還率の向上を図ることを目的とし、償還を推進しているものです。

住宅新築資金等貸付金については、貸付利子額を含む貸付総額19億1,190万4,000円から繰上償還による利子減額、不納欠損額を差し引き、平成24年度末までの償還済み額17億2,452万8,000円を差し引いた貸付残金が1億4,773万2,000円となっております。また、水洗化改造資金については、貸付金総額900万円から平成24年度末までの償還済み額897万5,000円を差し引いた貸付残金が2万5,000円となっております。

執行部の説明によりますと、平成24年度の実績といたしましては、滞納者に対して毎月催告書を送付し、電話催告や訪問徴収により徹底した償還指導を行い、また、償還意識に欠ける滞納者に対しては、法的措置として貸付金返還請求の訴訟を1件行ったとのことであります。諸収入の不納欠損額293万円につきましては、この訴訟により時効の援用がなされたものであります。

本会計におきましては、平成23年度から黒字に転じたため、朝倉市住宅新築資金等貸付事業財政調整基金に1,361万5,000円を積み立てたということであります。また、貸付金の財源に充てるため、借り入れた起債の償還期限は平成35年度までとなっており、金利の高い起債は繰上償還を行ったということであります。

さらに、滞納者に対しては、今後も面談を行い、償還意識を高めさせ、少額であっても自発的な償還履行を促すなど滞納問題の解決に取り組んでいくとのことであります。

本委員会といたしましては、滞納者に対し徹底した償還指導が行われていることは認めながらも、本会計は黒字であるとはいえ、依然として滞納額は多額であることから、今後のより一層の努力を要望して、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第72号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本特別会計につきましては、国民健康保険事業を賄う事業勘定と、朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

執行部の説明によりますと、まず、事業勘定につきましては、国民健康保険被保険者数が減少しているのに対し、1人当たりの年間の医療費は37万6,000円で、前年度と比較して1.2%の増加となっております。平成24年度の歳入歳出差し引き額は5億6,523万円の歳入不足であり、この額は平成25年度予算からの繰上充用で補填したとのことであります。

このように厳しい財政状況の中にあっても、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費の増加は避けられませんが、今後とも、医療費の抑制に向けて健康課など関係各課と連携し、特定健診や特定保健指導による生活習慣病の予防に取り組むとともに、重複受診者や他受診者への訪問指導などを通して医療費の適正化に努めていきたいとのことであります。

次に、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出差し引き額が1万4,000円となっておりますが、執行部の説明によりますと、外来受診者数の減少や受診者の高齢化などから診療収入が減少しており、その財源不足に充てるため、960万円の基金取り崩しを行ったとのことでありました。今後は基金の取り崩しを極力少なくできるように朝倉診療所の運営について検討を重ねていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、以上のような執行部の説明を了としながらも、国民健康保険特別会計事業勘定では5億6,523万円の歳入不足と、依然として非常に厳しい状況にあることから、執行部としての早急な政策的判断を促すとともに、保険年金課を中心に関係各課と連携し、長期的に医療費の抑制に一層努力されるよう要望し、また、直営診療施設勘定については、医療機器の更新や施設の老朽化に伴う整備などが今後の課題となっているが、基金に頼らない財政運営となるよう努力されることを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第73号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明によりますと、後期高齢者医療制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となり、保険料の決定、被保険者の資格管理、医療給付などを行い、市は被保険者からの申請や届け出の受け付けなどの窓口業務、保険料の徴収などを行っております。

平成24年度の事業実績では、特に保険料の徴収事業につきまして、新規加入者の口座振替の推進、保険料未納者に対する督促や催告、納付相談を実施するなど、保険料の収納率向上に努めたとのことでありました。その結果、現年度分保険料収納率は99.69%と、広域連合が定めています予定収納率99.0%を超えることができましたが、今後も収納対策課との連携を図り、引き続き保険料の収納率向上に努めていくとのことでした。

また、その他の業務としては、後期高齢者医療制度の周知、徹底を図るため、出前講座、広報あさくらへの掲載や、パンフレット配付を行い、広報活動に努めたとのことでありました。

歳入歳出差し引き額は2,193万円となっております。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、広域連合との連携を強化し、後期高齢者の医療費の抑制に努めていただき、さらなる保険料の収納率向上を要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第74号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本特別会計につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されており、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき運営され、平成24年度は第5期計画の初年度に当たります。

まず、保険事業勘定につきましては、支援や介護を要する状態となっても尊厳を保持し、

その有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みであり、40歳以上の住民で公平に支える制度である介護保険において、市は要介護認定、保険給付を行い、その財源として必要な費用の半分を公費負担で賄い、残りを第1号被保険者等から保険料として徴収しております。

執行部の説明によりますと、歳入では保険料収納率の現年賦課分が99.07%、過年賦課分が27.78%となっており、歳出では全体の94.5%を占めている保険給付費が前年度と比較して101.8%で増加傾向にあるとのことであります。また、朝倉市介護給付費標準基金については、利子19万2,000円を積み立て、取り崩しの必要はなかったとのことで、平成25年5月31日現在の基金残高は3億7,251万円となり、今後の介護保険事業に必要な経費が不足した場合の財源確保ができたとのことであります。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、要支援1及び2の方に適正な予防サービスを提供することで、心身機能及び生活機能の維持改善を図り、住みなれた地域で自立した生活が継続できるようにすることを目的としております。

この会計で行っている事業は、朝倉市地域包括支援センターで介護予防支援業務として要支援認定者のケアプランを作成するとともに、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託しており、財源は介護保険報酬として支払われるケアプラン作成費の収入であります。平成24年度の歳入総額は2,770万3,000円、歳出総額は2,194万8,000円で、この差額は翌年度へ繰り越されるとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、介護保険制度の運営が円滑にいくために、国の情勢、地域の実態を把握しながら、それに合った介護計画を作成し、今後の事業に生かしていただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第82号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算についてであります。

本件は、歳入歳出の総額に3,945万6,000円を追加しようとするものです。内容といたしましては、平成24年度の決算確定に伴い、歳入で繰越金として補正し、歳出については剰余金を介護給付費標準基金へ積み立てるとともに、国庫支出金等の超過交付分の償還金を計上するものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第83号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたこと並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定するものであります。

執行部の説明によりますと、今回の主な改正内容といたしましては、個人市民税について、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に対する課税方式が上場株式と同

様に申告分離課税方式に変更され、公社債等の譲渡益については非課税から課税とされ、損益通算できるようになるもの、個人市民税について公的年金からの特別徴収制度の見直しを行い、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とすることで年間の徴収税額の平準化を図り、また、年金保険者に特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に市外に転出した場合でも、一定要件のもと、特別徴収を継続することとするものであります。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第84号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

主な改正内容は、第83号議案の個人市民税と同様に、国民健康保険税の課税所得の算出において、公社債等に対する課税方式が申告分離課税方式に変更され、公社債等の譲渡益については非課税から課税とされ、損益通算できるようになることに伴う規定の整備であります。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第86号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地方税法の一部を改正する法律により、地方税の延滞金の割合の特例が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするもので、朝倉市後期高齢者医療に関する条例、朝倉市介護保険条例、朝倉市公共下水道事業受益者負担に関する条例、朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の5条例について、税に準じた延滞金の改正を行うものであります。

審査に当たりましては、本案は、建設経済常任委員会が所管する条例改正も含まれていることから、建設経済常任委員会に意見を求めた上で審査を行ったところであります。今回の改正が法律の改正に伴うものであり、必要な条例改正であるという建設経済常任委員会からの意見を受け、本委員会といたしましては、建設経済常任委員会の意見と同様に、これらの条例改正が法律の改正に伴うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(手嶋源五君) それでは、第70号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第72号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第73号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第74号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第82号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第71号議案ほか8件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

○建設経済常任委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました第71号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第71号議案平成24年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額631万4,000円となっています。歳入は、水道使用料、繰越金など、歳出は、市営住宅5カ所及び矢野竹、鬼ヶ城、寺内の簡易水道の計8カ所の維持管理費です。

審査に当たりましては、経理内容を確認するとともに、施設本体の老朽化が進み、今後も維持管理費が増加していくことが予想される中、今後の簡易水道の存続に対する執行部の考え方や一般会計からの繰越金は基準内繰入か基準外繰入かなどを確認しました。執行部によると、簡易水道の今後については、小石原川ダムが完成した後の給水計画ともあわせて、今後どうするのかを検討していくとのことでした。また、繰入金は基準外繰入であるとのことでした。

本委員会としましては、一般会計からの基準外繰入金については一定の年度で繰入金の限度額等の整理をすべきだということの問題提起した上で、施設の維持補修及び水質管理に努めており、経理内容についても適正に処理されていることから、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第75号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額17億2,256万7,000円、歳出総額17億1,837万5,000円となっています。

本会計は、筑後川中流右岸流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道の事業推進と管理運営を行っています。筑後川中流右岸流域関連公共下水道は、平成24年に20.72ヘクタールの整備を行い、平成25年3月末現在、計画面積888ヘクタールに対し、整備済み面積443.4ヘクタール、整備率49.9%の状況です。秋月地区特定環境保全公共下水道は平成23年度に整備を完了し、平成24年3月末現在、全体計画面積50ヘクタールに対し、整備済み面積48.4ヘクタールです。朝倉地区特定環境保全下水道は平成17年度ま

でに200ヘクタールの面整備事業が完了し、経年的な老朽化が進んでいる朝倉中央浄化センターについて、長寿命化計画の基本設計を行いました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第76号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額3億7,789万円、歳出総額3億7,120万7,000円となっています。

本会計は、6地区の農業集落排水事業、中島地区の小規模集合排水処理事業及び美奈宜の杜地区の地域排水処理事業の計8地区に係る下水道の管理運営を行っています。

執行部の説明によると、平成20年度までに蜷城地区の施設整備事業が完成し、計画していた全ての地区で供用が開始され、平成24年度は同地区の接続が推進されているとのことです。歳出の主なものは、公債費2億1,290万5,000円と維持管理費1億4,058万2,000円となっています。

審査に当たっては、一般会計からの繰り入れを減らすためにも接続率の向上に向けてどういった取り組みがなされているのかを確認いたしました。執行部によりますと、接続率を上げるための市民に対する啓発活動として、市報に接続に関する記事を年3回掲載しているとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第77号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出決算総額2億4,902万6,000円となっています。

本会計は、下水道の集合処理区域外地域の市設置型合併処理浄化槽の設置、維持管理に係る事業です。平成24年度は63基の設置を行い、ほぼ予定どおりの整備が行えたとのことです。合計1,250基を設置している状況にあり、円滑な維持管理ができているとのことです。

本委員会としましては、市民の公平性を損なうことがないように分担金、使用料の徴収率を上げていくことを求め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第78号議案平成24年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出決算総額は38万円となっています。

執行部の説明によりますと、鳥集院工業団地の管理業務として調整池などの市有地部分の草刈り及び工業団地からの放流水の水質調査などを行ったとのことです。

本委員会といたしましては、将来、朝倉市で開発がある際、この特別会計が重要になることを確認し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第79号議案平成24年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

本事業は、昭和50年4月からキンビール株式会社福岡工場へ給水を行っているものです。収益的収入及び支出について、まず収入の主なものは、同工場が水道料金として支払

った額で、1立方メートル22円を日量1万5,000平方メートルとして算出した額であり、支出は、職員7名分の人件費、両筑平野用水施設管理組合負担金、減価償却費などであり、この結果、純利益が1,619万6,000円となり、これを前年度繰越利益剰余金に加算し、当年度未処分利益剰余金が2億569万6,000円となっています。未処分利益剰余金のうち1,619万6,000円を建設改良積立金として積み立て、繰越剰余金が1億8,949万9,000円となるということです。

本委員会といたしましては、これらの執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第80号議案平成24年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

資本的収支につきましては、決算額は1億7,884万円で、その主なものは、配水管布設工事などの工事費等8,449万2,000円、企業債償還金9,434万8,000円などがあります。

次に、収益的収入及び支出につきましては、水道料金及び加入金などの営業収益4億1,469万6,000円、一般会計からの補助金及び負担金などの営業外収益4,423万2,000円などを収入とし、県南水道企業団への受水費3,457万2,000円や職員6名分の人件費、減価償却費、企業債償還金利息、筑前町へ給水設備を譲渡したことによる特別損失9,093万3,000円などの結果、6,855万2,000円の純損失となっています。これを前年度繰越利益剰余金に加算し、当年度未処分利益剰余金が1億3,295万6,000円となっております。繰越剰余金は1億3,295万6,000円のままとなりました。

本委員会といたしましては、さらなる下水道の普及に力を入れていくことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

第88号議案市道路線の廃止についてです。本件は、道路法第10条1項の規定に基づき、栗河内1号線、栗河内2号線の市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求められているものです。

本委員会といたしましては、現地調査を行い、小石原川ダム建設に伴い水没するためであり、やむなしと判断し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第89号議案市道路線の認定についてです。本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、六反田6号線、芦塚7号線、切通1号線の市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求められているものです。

本委員会としましては、現地調査を行い審査した結果、適正であることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の過程と結論です。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同いただきますようお願いし、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 委員長の報告がございましたが、79号議案につきまして、1立米

22円、日量1万5,000立米として算出された額でございますけれども、委員長のほうは1立米を1平方メートルというような形で説明されましたので、訂正方、お願いしたいと思っておりますし、続きまして、第80号議案平成24年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてでございますが、下水道の普及に力を入れてということで、水道事業を下水道事業というような形で説明をされましたので、訂正方、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） 済みません、御指摘のとおり、私、読み間違えてしまいましたので、平方メートルを立米に訂正、それから上水道を下水道と読み間違えてるので、大変失礼いたしました。訂正方、よろしくお願いたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第71号議案平成24年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第75号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第76号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第77号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第78号議案平成24年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第79号議案平成24年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第80号議案平成24年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第88号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第89号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第69号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○決算審査特別委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました第69号議案平成24年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成24年度の一般会計の決算は、歳入総額277億3,860万9,000円、歳出総額265億9,983万4,000円で、歳入歳出差し引き11億3,877万5,000円、実質収支では5億8,750万5,000円の黒字決算となっているものであります。これは前年度に比べ、歳入は3.0%、7億9,787万2,000円の増、歳出は2.6%、6億7,087万8,000円の増となっております。

審査に当たっては、予算の執行は議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における予算審査、またはこれまでの決算審査の中で出てきた意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から鋭意審査を行ったところであります。

本委員会といたしましては、質疑終了後、討論、採決の結果、本決算は、歳入面では地方税において法人市民税の回復や個人住民税の年少扶養控除の廃止等の制度改正により増となったものの、固定資産税の評価がえに伴う減収等により3,800万円の減となり、地方交付税において普通交付税が地方再生対策費や地域活性化雇用等対策費が整理、統合されたことや、法人税の回復等により減となったものの、特別交付税で災害復旧費等の大幅な需要増があり、臨時財政対策債を含めると1億6,800万円の増となりました。

歳出面では、平成24年7月、8月の集中豪雨により、杷木地域を中心に大きな災害が発生したことに伴い、この災害復旧事業や緊急防災・減災事業による小中学校体育館の耐震大規模改修事業などに多くの経費が投入されました。これにより、決算規模において歳入歳出ともに前年度を大きく上回りました。

これらの状況の中、国の経済対策により財源として有利な事業を行ったこと、合併特例債などの活用で後年度の一般財源の支出の縮減にも努められ、減債基金、財政調整基金の積み立てや繰上償還を行った上で黒字決算となっております。

しかしながら、今後も特に地方交付税の原資となる所得税、法人税等の国税の5税は引き続き厳しい状況が続いており、地方交付税の現在の交付水準が今後も継続することは難しいものと推測されます。本決算でも、地方交付税等の合併優遇措置を約14億円受けていることを考慮すると、これらの優遇措置が終了する平成33年以降に備え、さらなる効率的な財政運営に努めていただくことを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過、結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第69号議案平成24年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた25陳情第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇)

○総務文教常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました25陳情第1号小水力発電実用化に関する陳情書につきまして、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

内容といたしましては、小水力発電の秋月を新たな観光資源とし、市の事業として秋月1035の1の用水路に小水力発電を設置することの推進を求められているものであります。

審査に当たりましては、小水力発電に対する市の考え方や、陳情で設置場所として指定してある番地がどのような場所であるかを執行部に確認いたしました。執行部の説明によりますと、小水力発電については高い初期投資費用、維持管理の問題から、一定規模のものは社会的に見ても普及が進んでいない状況ではありますが、市内では、市民団体と大学が連携した手づくり水車による小規模発電設備の設置や小水力発電の可能性がある地域への公開講座など取り組みがあつているとのことであります。

市の考えとしては、地域の活性化や環境啓発を目的として、地域住民が主体となって取り組みをしてもらい、市がそれを支援するのが適切と考え、地域住民が中心となって地域の活性化のために取り組んでもらいたいとのことであります。

また、設置を要望している場所については、砂防のために河川、水路の水流を確保しなくてはならない砂防指定地であり、民間、行政にかかわらず、法令により手をつけることができない場所となっているとのことであります。

本委員会といたしましては、小水力発電は推進してるものの、その採算性も考慮し、地域住民が中心となって取り組んでもらいたいとの執行部の考えを理解するとともに、本陳情内容については、小水力発電設置要望の地域が砂防指定地であり、設置することができないことや、小水力発電を設置しようとする取り組みに対しては、地域全体での一体的な盛り上がりが必要であると考え、今後の地域が一体となった活動に期待するものとし、今回の陳情については、全員一致により不採択にすべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長(手嶋源五君) 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、25陳情第1号小水力発電実用化に関する陳情書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件を採択することについて採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（手嶋源五君） 起立少数であります。よって、25陳情第1号は不採択と決しました。

次に、第81号議案の審議を行います。

それでは、第81号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時22分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案1件、建設経済常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長からの提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第90号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、原田洋子及び

上野清子の任期が平成25年12月31日に満了することに伴い、再度、原田洋子を、新たに柿原茂信を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○市長(森田俊介君) 補足説明があれば承ります。

次に、意見書案について提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇)

○総務文教常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました意見書案第5号につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。皆様も御存じのとおり、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により地方財政は厳しい状況が続いております。こうした中、基礎自治体にある市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であることから、地方交付税の増額による一般財源総額の確保、地方税源の充実確保等を求める意見書を提出するものであります。

以上、提案理由を御説明いたしましたが、皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇)

○市長(森田俊介君) 建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

○建設経済常任委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました意見書案第6号につきまして、提出者を代表しまして、提案理由を簡潔に御説明します。

意見書の内容につきましては、お手元に配付のとおりですが、平成24年10月に導入された地球温暖化対策のための税の一定割合を市町村に対しても譲与する仕組みの構築を求め、昨年度も意見書を政府並びに国会に対して提出いたしました。しかし、制度創設の実現に至りませんでした。

このような状況を踏まえ、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を担う市町村の財源確保と、森林、林業、山村対策を早急に推進するため、税収の一定割合を森林面積に応じて市町村に譲与する制度を実現させるため、改めて意見書を提出するものです。

広大な面積の森林がある本市にとって、森林面積に応じて税の一定割合を譲与される仕組みが構築されることは非常に有意義であり、強力な運動を展開していく必要があると考え、この意見書を提出しようとするものです。

以上、提案理由を御説明しましたが、皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇)

○議長(手嶋源五君) お諮りいたします。

発議案第5号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩をいたします。その場でお願いをいたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第90号議案人権擁護委員の候補の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第5号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第6号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

発議案第5号については、質疑を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

意見書案第5号及び意見書案第6号並びに発議案第5号については、会議規則第35条第2項の規定により、第90号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

それでは、第90号議案人権擁護委員の候補の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第5号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

発議案第5号については、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第5号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました発議案第5号について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時35分閉会